

前橋市手話言語条例が変える 誰もが助け合い、支え合う社会へ



手話は、聞こえに障害のある人たちの生活の中から生まれた言語。手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する「目で見ることば」です。条例では、聞こえに障害があり、手話でコミュニケーションをとる人たちを「ろう者」と言います。

平成27年12月7日に前橋市手話言語条例が制定されて、2年。ろう者も、聞こえる人も、全ての市民が共に生きていけるまちを目指し、多くのことが変わり始めています。昨年開催した条例制定記念フォーラムでは、県立聾学校高等学校によるダンスや、手話コースが披露され、会場が一体となって手話の世界を楽しみました。NHK手話ニュースの中野佐世子さんによる「無知が差別につながる」「手話をきっかけにほかの障害への理解も深めよう」という講演には300人を超える来場者が集い、条例への期待の高さを感じさせました。障害者差別のない社会への第一歩は、障害を正しく理解し、お互いを尊重することから始まります。

障害福祉課
☎027・220・5711
ファクス027・223・8856

●窓口で遠隔手話通訳サービス

市役所窓口に行く時、事前に手話通訳者の派遣依頼ができる制度があります。急用の場合でも対応できるよう、タブレット端末で手話通訳サービスを提供しています。また、窓口業務を担当する職員を対象に手話講習会を実施。手話への理解を深めています。

●避難所に配備します

コミュニケーション支援ボード
災害時、避難所に必ず手話通訳者がいるわけではありません。障害がある人との意思疎通を支援するためのコミュニケーション支援ボードを作成し、市内の指定避難所に配備します。

●動画や講座で手話の学びを応援

簡単な手話単語や会話の動画を前橋市公式YouTubeチャンネルで公開。繰り返し見られるので、初めての手話練習に最適です。山本市長も手話であいさつします。また、総合福祉会館で、初心者向けの手話教室を開催します。親

子での参加も歓迎。手話を身に付け、実際の生活の中で少しずつ

でも手話を使ってみましょう。
日時 2月17日(土)午後2時～4時
対象 市内在住・在勤・在学の手話未経験者、40人(抽選)
申し込み 2月2日(金)までにハガキで。住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入し、〒371・0014朝日町三丁目36・17・市保健所内障害福祉課へ



前橋市公式
YouTube
チャンネル

●新生児聴覚検査費用の助成

赤ちゃん1,000人のうち、1～2人は聞こえに障害があると言われています。子どもの言葉と心の成長には、検査で早期発見し、治療や支援を行うことが必要。補聴器などの活用や手話の世界にスムーズにつながることも大切です。本市では、この検査費用の助成を実施。詳しくは子育て支援課(☎027・220・5701、ファクス027・243・6474)へ問い合わせてください。

障害福祉計画に意見募集

2月14日(水)まで、障害福祉施策の基本となる第5期障害福祉計画と、第1期障害児福祉計画の素案について、パブリックコメント(意見募集)を実施。寄せられた意見は、本市の考え方と併せて各閲覧場所でご覧いただけます。

閲覧場所・意見書式の配布 市保健所内障害福祉課、市役所情報公開コーナー、各支所・市民サービスセンター、市立図書館、前橋プラザ元氣21内にぎわい商業課などで。本市ホームページにも掲載します
意見書の提出 2月14日までに所定の用紙に記入し、各閲覧場所へ直接。または〒371・0014朝日町三丁目36・17・市保健所内障害福祉課へ郵送かファクス、☒ syougai.fukushi@city.maebashi.gunma.jp



パブリック
コメント